令和２年度

第 ２ 回

三木市国民健康保険運営協議会

－　書面開催　－

令和３年２月

三木市健康福祉部　医 療 保 険 課

目　　次

令和２年度　国民健康保険事業状況・・・・・・・・・・1～8

令和２年度　国民健康保険特別会計決算見込み・・・・9～10

令和３年度　国民健康保険事業について（案）・・・・11～13

令和３年度　国民健康保険特別会計予算（案）・・・・14～15

令和２年度　国民健康保険事業状況

１．　加入状況

国民健康保険の加入者は、市全人口の約23%、市全世帯数の約33%を占めています。年齢別では、60歳から75歳未満で約60%を占めており高齢受給者証の対象となる70歳以上は30%を超えています。

（１）三木市国民健康保険加入状況　　（各年度末現在）

年度	総数		保険加入者		加入率　%		伸び率　%	
	世帯数	人　口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
27	32,939	79,014	12,624	21,356	38.3	27.5	－	－
28	33,159	78,516	12,216	20,307	36.8	25.9	△3.23%	△4.91%
29	33,435	78,100	11,768	19,247	35.2	24.6	△3.67%	△5.22%
30	33,729	77,552	11,344	18,375	33.6	23.7	△3.60%	△4.53%
R1	34,033	76,929	11,091	17,707	32.6	23.0	△2.23%	△3.64%
R2 12月	34,234	76,565	11,060	17459	32.3	22.8	△0.28%	△1.40%

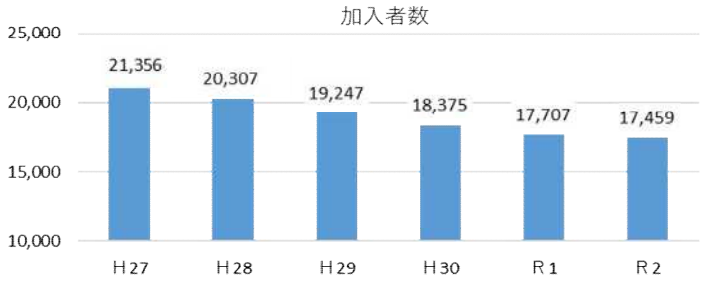

年金の受給年齢が引き上げられたことや、被用者保険の加入要件が緩和されたこと等により、国保加入者は年々減少しています。

（２）年齢別加入状況　　令和２年12月末現在

年齢	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	合計
加入者数	599	822	812	1,106	1,749	1,820	4,976	5,546	**17,430**
割合	3.4%	4.7%	4.7%	6.3%	10.0%	10.4%	28.5%	31.8%	**100.0%**

※加入者数は遡って資格得失した方を含むため、公表している数とは一致しない。

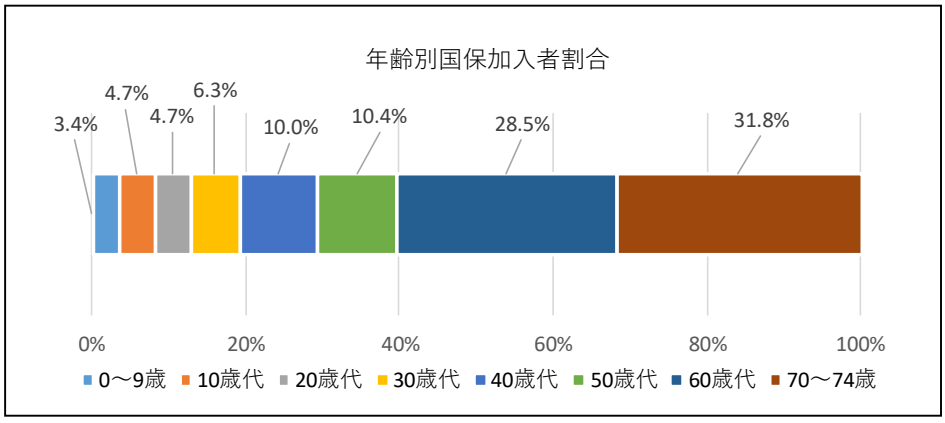

2.　保険税の状況

（１）保険税収納状況（現年度分）全被保険者

単位：円

区分 年度	保　険　税 収 納 額（千円）	一世帯当たり 保険税収納額（円）	一人当たり 税収納額（円）	% 対前年比	% 収納率
28	1,605,099	127,958	76,237	98.8	94.4
29	1,507,189	124,520	75,427	93.9	94.4
30	1,553,634	133,131	81,792	103.1	94.1
R1	1,486,468	131,989	82,039	100.3	93.4
R2 12月	1,060,212	95,120	59,970		68.6

（２）一人当たり保険税額　全被保険者

単位：円

区分 ＼ 年度	27	28	29	30	R１	R2
保険税額	79,759	80,779	80,424	87,776	87,898	86,397
前年度対比(%)	96.54	101.28	99.56	109.14	100.13	98.2

北播磨５市１町の比較（令和２年度当初賦課）

令和2年度税額改正　西脇市、小野市、加東市

区分		西脇市	三木市	小野市	加西市	加東市	多可町
医療分	所得割	7.34%	6.50%	8.50%	7.70%	7.18%	6.06%
	均等割	27,600円	25,000円	27,400円	27,000円	29,200円	23,500円
	平等割	20,900円	20,000円	26,300円	26,000円	21,700円	16,700円
後期支援分	所得割	2.74%	2.30%	2.70%	2.90%	2.66%	2.3%
	均等割	11,100円	9,000円	8,700円	9,000円	10,400円	9,500円
	平等割	7,700円	7,000円	8,700円	8,000円	7,600円	7,000円
介護納付金分	所得割	2.47%	2.00%	2.50%	2.30%	2.26%	2.24%
	均等割	12,900円	8,000円	9,700円	10,000円	11,400円	11,300円
	平等割	6,500円	6,000円	6,500円	6,000円	6,100円	5,700円

一人当たり調定額　⑥三木市 86,397円　他市情報はホームページ上では非公開とします

前年所得　300万円　被保険者数５人（40歳以上の親２人　子ども３人）の場合

保険税年税額　⑤三木市 507,300円

不足する歳入の一部を一般会計から繰り入れを行い補填しているため、近隣市町と比較して保険税が安くなっています。赤字補填目的のための繰入は北播磨地域では三木市のみが行っており、県内では他２市が赤字補填のための繰入を行っています。赤字補填目的のための繰入は、県から解消するように強く求められています。

（2）三木市国民健康保険税率

項　目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度（案）
基礎課税分（医療分）	所得割	5.90%	6.50%	6.50%	6.50%	**6.50%**
	均等割	24,000	25,000	25,000	25,000	**25,000**
	平等割	19,500	20,000	20,000	20,000	**20,000**
	賦課限度額	540,000	580,000	610,000	630,000	**630,000**
後期高齢者支援金分	所得割	2.10%	2.30%	2.30%	2.30%	**2.30%**
	均等割	7,500	9,000	9,000	9,000	**9,000**
	平等割	6,000	7,000	7,000	7,000	**7,000**
	賦課限度額	190,000	190,000	190,000	190,000	**190,000**
介護納付金分	所得割	1.60%	2.00%	2.00%	2.00%	**2.00%**
	均等割	7,000	8,000	8,000	8,000	**8,000**
	平等割	5,500	6,000	6,000	6,000	**6,000**
	賦課限度額	160,000	160,000	160,000	170,000	**170,000**
一人当たり保険税		80,424	87,776	87,898	86,397	**86,417**
伸び率		△0.5%	9.1%	0%	△1.8%	0%
備考		H20から同税率	10年ぶりの税率改定	基礎課税分限度額改定	基礎課税分、介護納付金限度額改定	全て据え置き

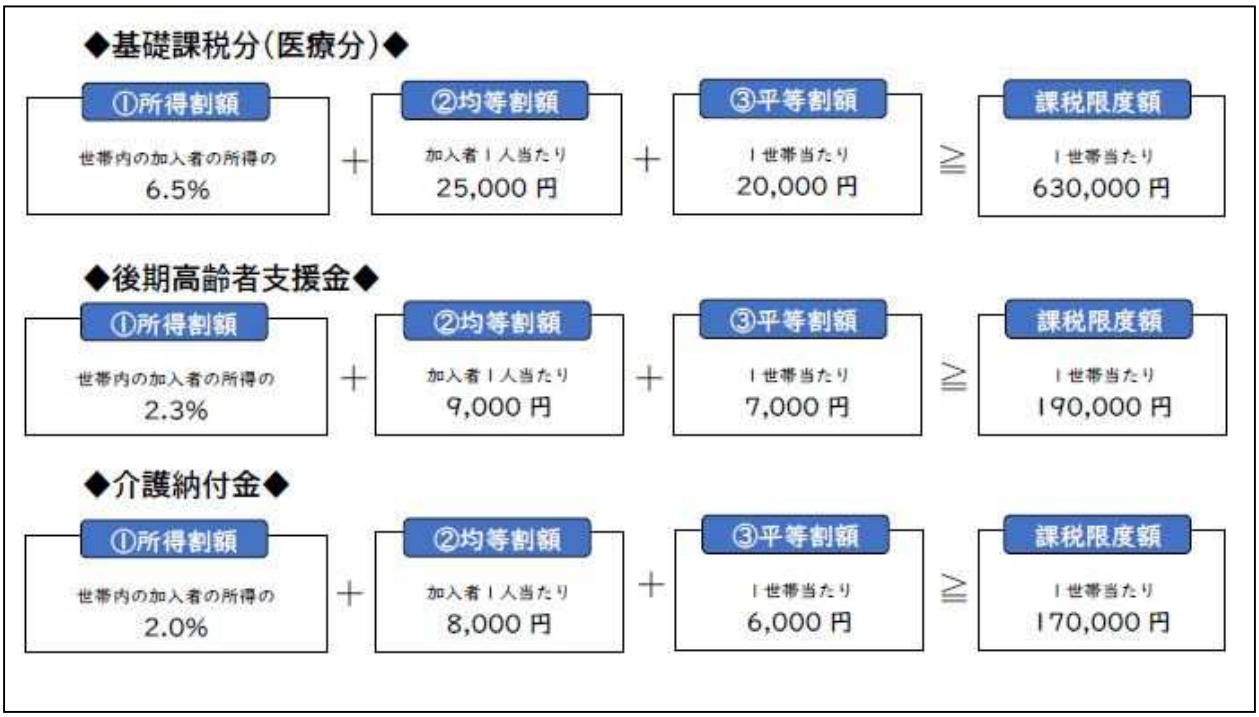

（3）標準保険税率※1（三木市）

＊1　R３年１月の所得で試算

項　目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
基礎課税分（医療分）	所得割	—	6.88%	7.63%	7.95%	**8.02%**
	均等割	—	28,777	30,045	32,825	**31,977**
	平等割	—	22,672	22,571	24,659	**23,996**
	賦課限度額	—	580,000	610,000	630,000	**630,000**
後期高齢者支援金分	所得割	—	2.70%	2.80%	2.63%	**2.74%**
	均等割	—	9,935	10,932	11,042	**11,126**
	平等割	—	7,709	7,983	8,071	**8,115**
	賦課限度額	—	190,000	190,000	190,000	**190,000**
介護納付金分	所得割	—	2.09%	2.78%	2.55%	**2.64%**
	均等割	—	10,145	11,253	10,666	**10,554**
	平等割	—	7,438	7,902	8,143	**8,199**
	賦課限度額	—	160,000	160,000	170,000	**170,000**
一人当たり保険税		—	96,700	103,700	107,000	*1 **107,000**
伸び率		—	－	7.2%	3.2%	**0%**

※標準保険料率…都道府県が毎年度、厚生労働省で定めるところにより、都道府県内の市町ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値。１月に示される標準保険料率を参考に市町ごとに次年度の保険税率を決定します。

◆基礎課税分（医療分）
加入者が診療を受けたときの医療費の支払いに充てるものです。

◆後期高齢者支援金分
75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の医療費に充てるものです。

◆介護保険納付金
介護保険料分です。40歳から64歳の方は保険税と合わせて納めます。
65歳以上の方は、介護保険料は別に納めます。

（4）新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または「重篤な傷病」を負った場合、収入が前年度より３割以上減少が見込まれるなど所定の要件に該当する場合は、令和２年２月から令和3年３月までに納期限がある保険税の減免を行っている。

令和２年12月末現在

	令和２年度分	令和元年度分
申請件数	107件	96件
承認件数	96件	85件
不承認件数	10件	10件
申請処理中	1件	1件
減免額	19,162,300円	1,651,800円

３． 給付状況

（１）医療費

年度	医療費総額	伸び率	一人当たり医療費	伸び率
H27	8,445,282	―	386,777	―
H28	8,269,290	-2.08%	392,747	1.54%
H29	8,138,836	-1.58%	407,308	3.71%
H30	8,002,091	-1.68%	421,273	3.43%
R1	7,819,446	-2.28%	431,560	2.44%

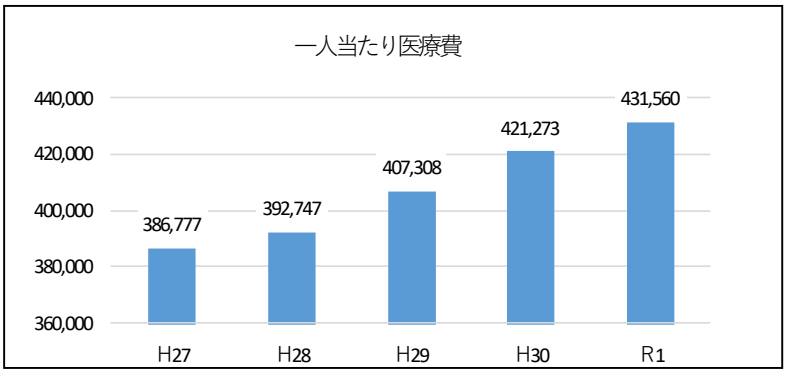

加入者の減少に伴い、保険給付費は減少傾向ですが、一人当たりの医療費で見ると、年々増加しています。三木市は、県内で比較しても上から 10 番目くらいと高い状態が続いています。

一人当たり医療費　北播５市と県平均

年度	三木市	小野市	加西市	加東市	西脇市	県平均
H29	407,000	406,000	406,000	379,000	405,000	399,000
H30	421,000	426,000	410,000	391,000	413,000	387,000
R1	431,000	431,000	427,000	419,000	440,000	381,000

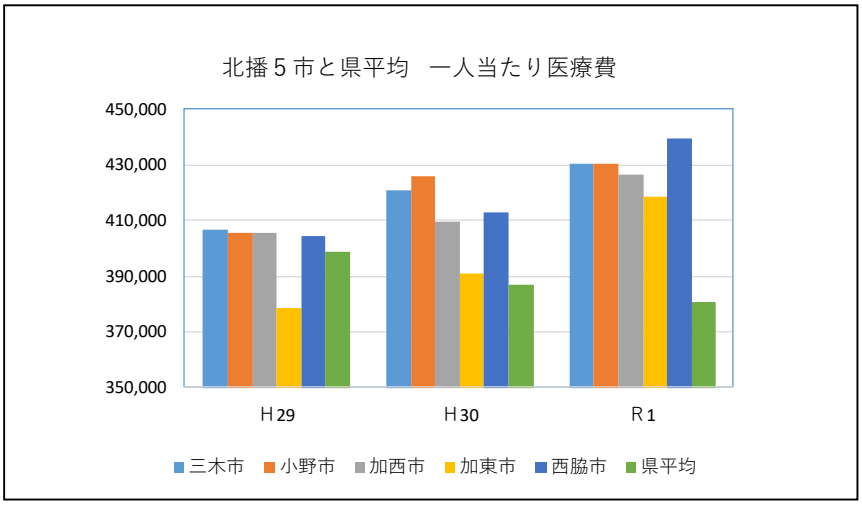

近隣市においても、県平均を上回り、北播磨地域は一人当たり医療費が高い地域となっています。

４．　財政状況

（１）決算収支

令和２年度における決算（見込み）

収入総額	8,940,692	千円
支出総額	9,358,000	千円
決算収支	△417,308	千円

（２）決算収支の推移

単位：千円

年度	収　入	支　出	差　引
28	１１，１５２，３０６	１１，１４６，９５４	５，３５２
29	１０，９７２，８０４	１０，８６５，５２９	１０７，２７５
30	９，６５８，６５８	９，６７７，２４７	△１８，５８９
R1	９，２０６，４３６	９，４０３，８４３	△１９７，４０７
R2(見込)	８，９４０，６９２	９，３５８，０００	△４１７，３０８

被保険者数の減少のため保険税の収納額も減少と見込んで、単年度収支で約２億円の不足となります。令和元年度の不足分の１億 9,740 万７千円と合わせて４億 1,730 万８千円の赤字となる見込みです。

5. 保健事業の状況

（１）特定健診受診率（法定報告）

年度	対象者	受診者数	受診率	順位	県平均受診率
28	15,100人	3,783人	25.1%	40	34.8%
29	14,455人	4,359人	30.2%	39	35.4%
30	13,725人	4,132人	30.1%	39	35.1%
R１	13,240人	3,842人	29.0%	39	34.1%

健康ポイント事業を開始するなど、受診率向上のための取組を行ったが、2年連続で受診率が減少しました。

（２）特定保健指導実施率（法定報告）

年度	動機付け支援		積極的支援		保健指導実施率	県平均実施率
	対象者	終了者数	対象者	終了者数		
28	373人	44人	103人	６人	10.5%	23.3%
29	464人	24人	111人	1人	4.3%	22.3%
30	407人	60人	112人	4人	12.3%	25.4%
R１	418人	168人	102人	31人	38.3%	26.6%

令和元年度より、初回の保健指導を健診と合わせて実施することとしたため、実施率が大幅に伸びました。

（3）受診率向上に向けた取組

令和２年度より、個別健診の対象者を全年齢に拡大して行うとともに、かかりつけ医による「みなし健診」を開始しました。このため、個別健診の受診者は昨年度と比較して増加しており、みなし健診を実施した方も250名程度になる見込みです。

６． その他

（１）国民健康保険高額療養費の支給申請に係る手続きの簡素化の実施

令和２年５月より「国民健康保険高額療養費の支給申請に係る手続の特例に関する要綱」を定め、要件に該当する70歳以上の加入者の高額療養費について手続きの簡素化を実施しました。

案内件数	１,１１１件
簡素化手続き申請件数	１,０３１件

（令和３年１月末現在）

（２）傷病手当金の規則の制定

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国民健康保険の被保険者のうち被用者が、新型コロナウイルスに感染した場合又は感染が疑われる場合に、就労を休止しやすい環境を整備する必要があることから、傷病手当金を支給する規則を新たに制定しました。

支給実績　　１件　　２０,２７９円

（令和３年１月末現在）

（３）オンライン資格確認の導入

令和３年３月にマイナンバーカードによるオンライン資格確認が開始されます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、高齢受給者証や限度額認定証などの提示が不要となるなど利便性の向上が期待できます。

令和2年度　国民健康保険特別会計決算見込み（歳入）

（単位：千円）

科　　目			令和元年度 決算額 (A)	令和２年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由
保険税	一般被保険者		1,555,673	1,498,383	△ 57,290	被保険者数減
	退職被保険者		3,963	3,174	△ 789	対象者なし 滞納繰越分
	計		1,559,636	1,501,557	△ 57,290	
補助金 国庫	災害臨時特例補助金		0	11,048	11,048	コロナ感染症による税減免分
県補助金	普通交付金		6,653,636	6,426,953	△ 226,683	保険給付費の減
	特別交付金	保険者努力支援分	14,731	27,317	12,586	保健事業実施による増額
		特別調整交付金分	12,004	22,630	10,626	税減免分・傷病手当分（コロナ感染症）
		県繰入金２号分	139,909	124,952	△ 14,957	健診事業の実績等による
		特定健診負担金	15,188	15,188	0	
		小計	181,832	190,087	8,255	
	計		6,835,468	6,617,040	△ 218,428	
繰入金	一般会計繰入金（法定内）		556,537	547,497	△ 9,040	
	一般会計繰入金（法定外）		235,788	235,000	△ 788	
	財政調整基金繰入金		0	0	0	
	計		792,325	782,497	△ 9,828	
繰越金			0	0	0	
その他の収入			19,007	28,550	9,543	
合計			9,206,436	8,940,692	△ 265,744	

令和2年度　国民健康保険特別会計決算見込み（歳出）

（単位：千円）

科　　目			令和元年度 決算額 (A)	令和２年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由
総　務　費			93,260	87,724	△ 5,536	人件費1名減
保険給付費	一般被保険者	療養給付費	5,685,220	5,515,900	△ 169,320	被保険者数の減少
		療養費	63,575	47,400	△ 16,175	被保険者数の減少
		小計	5,748,795	5,563,300	△ 185,495	
		高額療養費	824,718	822,346	△ 2,372	被保険者数の減少
		出産育児諸費	23,099	18,910	△ 4,189	被保険者数の減少
		葬祭費	5,550	5,500	△ 50	被保険者数の減少
		移送費	0	20	20	
		結核医療附加金	7	31	24	
		合計	6,602,169	6,410,107	△ 192,062	
	退職被保険者等	療養給付費・療養費	2,598	22	△ 2,576	被保険者数の減少
		高額療養費	787	51	△ 736	被保険者数の減少
		小計	3,385	73	△ 3,312	
	傷病手当金		0	30	30	給与収入の被保険者対象、コロナ関係分
	審査支払手数料		17,100	16,743	△ 357	被保険者数の減少
	計		6,622,654	6,426,953	△ 195,701	
国民健康保険事業費納付金	医療費分	一般分	1,794,478	1,821,398	26,920	一人当たり医療費の増
		退職分	2,811	1,576	△ 1,235	被保険者数の減少
	後期高齢者支援金等分	一般分	557,598	540,620	△ 16,978	被保険者数の減少
		退職分	998	117	△ 881	被保険者数の減少
	介護納付金分		182,588	171,968	△ 10,620	被保険者数の減少
	計		2,538,473	2,535,679	△ 2,794	
保健事業費			59,698	69,702	10,004	特定健診事業の拡充
その他の支出（返還金等）			71,168	40,535	△ 30,633	保険給付費過年度精算分減額
前年度繰上充用金			18,590	197,407	178,817	令和元年度赤字補てん
合計			9,403,843	9,358,000	△ 45,843	

歳入歳出差引	△ 197,407	△ 417,308	△ 219,901	

令和3年度国民健康保険事業について（案）

1 国民健康保険税条例の改正

(1)改正の理由

令和3年1日1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除への10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等についての見直しを行います。

(2)改正の内容

国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除相当分の基準額を33万から43万に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得と公的年金等の支給を受けるものの数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加える。

（例）3人世帯で給与所得者等が**2人**の場合

区分	現行	改正後
7割軽減	33万円 （例）33万円	43万円 +10万円×（給与所得者等の数−1） （例）43万円+10万円×（2−1）人 =53万円
5割軽減	33万円+28万5千円×被保険者数 （例）33万円+28万5千円×3人 =118万5千円	43万円 +10万円×（給与所得者等の数−1）+28万5千円×被保険者数 （例）43万円 +10万円×（2−1）人 +28万5千円×3人 =138万5千円
2割軽減	33万円+52万円×被保険者数 （例）33万円+52万円×3人 =189万円	43万円 +10万円×（給与所得者等の数−1）+52万円×被保険者数 （例）43万円 +10万円×（2−1）人 +52万円×3人 =209万円

※ 給与所得者等…一定以上の給与又は公的年金等収入がある者であって、当該収入に係る所得控除を受けたもの

(3)新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険事業への影響が不透明なため、令和３年度の国民健康保険税率等は、現行のまま据え置きます。

2 医療費適正化対策の推進

診療報酬明細書の点検、第三者行為求償事務の強化など内容の適正化を図るとともに、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知を発送し、加入者に適正な医療の受診を呼び掛けます。

3 国民健康保険税収納率向上対策の推進

収納率の向上は、国保財政の基本的収入を確保するとともに、加入者間の負担の公平性を確保する観点から重要です。

これまでの口座振替、納付書による市役所、金融機関、コンビニでの納付に加えて、スマートフォン決済とクレジットカード決済を導入（新規）し、コロナ禍における「新しい生活様式」に対応した利便性の高い納付環境を整え、収納率向上を図ります。

また、税務課、債権管理課との連携を密にし、財源の確保に努め、再三の呼びかけを行っても納付に応じない世帯には差押え等の滞納処分を引き続き実施します。

4 保健事業の充実強化

健康増進と医療費の適正化を図るため、健康増進課と連携を密にし、健診の大切さや健康への意識が向上するよう、健診未受診者の勧奨や健康ポイント事業を引き続き実施します。

町ぐるみ健診に関するアンケートを実施し、受診しやすい町ぐるみ健診の在り方を検討します。（新規）

5 市町事務の標準化に向けた取組

(1) 被保険者証と高齢受給者証の一体化

令和2年度に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により4月にシステム事業者との契約が出来なかったため、開始時期を1年延期とした。令和3年12月1日に更新を迎える被保険者証から、自己負担割合を明記した高齢受給者証との一体証を発行し、氏名にフリガナを併記して利便性の向上を図ります。（新規）

6 財政再建化に向けた取組

(1)財政再建化計画の策定

市では、これまで保険税率の改正や収納率向上対策、医療費適正化の推進など、国民健康保険財政の健全化に向け努力してまいりました。しかし、医療費は毎年増え続ける一方、被保険者の減少や高齢化、社会の厳しい雇用・経済情勢を背景に保険税収入の確保は一段と厳しさを増し、基金を取り崩し、毎年2億円を超える一般会計からの法定外繰入金により、国民健康保険財政を支えてきました。

しかしながら、令和2年度決算において、一般会計から法定外繰入を行ってもなお、単年度収支で約2億円の不足が見込まれ、平成30年度から3年連続の赤字決算となり、累積赤字額は約4億円となる見込みです。このままでは、国民健康保険財政は極めて厳しい状況に陥ることから、財政状況改善のための計画を策定します。

7 三木市国民健康保険運営協議会開催予定

第1回　8月
第2回　10月
第3回　2月

財政健全化計画の策定等があるため年3回の開催を予定しています。

令和３年度　国民健康保険特別会計予算（案）（歳入）

（単位：千円）

科　　目			令和２年度		令和３年度		前年対比
			当初予算額（B）	構成比	当初予算額（B）	構成比	（B）/（A）
保険税	一般被保険者		1,516,811	16.1%	1,416,624	15.2%	93.4%
	退職被保険者		3,174	0.03%	2,238	0.02%	70.5%
	計		1,519,985	16.1%	1,418,862	15.2%	93.3%
国庫補助金	災害臨時特例補助金		0	0.0%	1	0.00001%	—
県補助金	普通交付金		6,702,755	71.1%	6,671,481	71.4%	99.5%
	特別交付金	保険者努力支援分	27,317	0.3%	24,259	0.3%	88.8%
		特別調整交付金分	11,353	0.1%	11,208	0.1%	98.7%
		県繰入金２号分	331,752	3.5%	401,427	4.3%	121.0%
		特定健診負担金	15,188	0.2%	16,860	0.2%	111.0%
		小計	385,610	4.1%	453,754	4.8%	117.7%
	計		7,088,365	75.2%	7,125,235	76.2%	100.5%
繰入金	一般会計繰入金（法定内）		552,118	5.9%	539,544	5.8%	97.7%
	一般会計繰入金（法定外）		235,000	2.5%	235,000	2.5%	100.0%
	財政調整基金繰入金		1	0.0%	1	0.0%	100.0%
	計		787,119	8.4%	774,545	8.3%	98.4%
繰越金			1	0.0%	1	0.0%	100.0%
その他の収入			26,530	0.3%	26,356	0.3%	99.3%
合計			9,422,000	100.0%	9,345,000	100.0%	99.2%

令和３年度　国民健康保険特別会計当初予算（案）（歳出）

（単位：千円）

科目			令和２年度 当初予算額（B）	令和２年度 構成比	令和３年度 当初予算額（B）	令和３年度 構成比	前年対比 （B）/（A）
総務費			104,340	1.1%	102,416	1.1%	98.2%
保険給付費	一般被保険者	療養給付費	5,788,030	61.4%	5,725,148	61.3%	98.9%
		療養費	51,360	0.5%	52,374	0.6%	102.0%
		小計	5,839,390	62.0%	5,777,522	61.8%	98.9%
		高額療養費	822,346	8.7%	853,395	9.1%	103.8%
		出産育児諸費	18,910	0.2%	18,910	0.2%	100.0%
		葬祭費	5,500	0.1%	5,500	0.1%	100.0%
		移送費	21	0.0002%	20	0.0002%	95.2%
		結核医療附加金	31	0.0003%	660	0.0071%	2129.0%
		小計	6,686,198	71.0%	6,656,007	71.2%	99.5%
	退職被保険者	療養給付費・療養費	22	0.0002%	0	0.00%	0.0%
		高額療養費	51	0.001%	0	0.00%	0.0%
		移送費	0	0.0%	0	0.00%	—
		結核医療附加金	0	0.0%	0	0.00%	—
		小計	73	0.0%	0	0.0%	0.0%
	傷病手当		0	0.0%	90	0.0%	—
	審査支払手数料		16,743	0.2%	16,362	0.2%	97.7%
	計		6,703,014	71.1%	6,672,459	71.4%	99.5%
国民健康保険事業費納付金	医療費分	一般分	1,821,398	19.3%	1,774,673	19.0%	97.4%
		退職分	1,576	0.0%	1,254	0.01%	79.6%
	後期高齢者支援金等分	一般分	540,620	5.7%	540,876	5.8%	100.0%
		退職分	117	0.0%	331	0.00%	282.9%
	介護納付金分		171,968	1.8%	172,273	1.8%	100.2%
	計		2,535,679	26.9%	2,489,407	26.6%	98.2%
保健事業費			70,214	0.8%	71,685	0.8%	102.1%
その他の支出（返還金等）			8,753	0.1%	9,033	0.1%	103.2%
前年度繰上充用金			0	0.0%	0	0.0%	—
合計			9,422,000	100.0%	9,345,090	100.0%	99.2%